

群馬県知事あて

群馬県私立高等学校等奨学のための給付金受給申請書 (家計急変世帯)
(通信制以外の高等学校用)

群馬県私立高等学校等奨学のための給付金事業実施要綱第3条に規定する給付対象世帯に該当するため、同要綱第8条の規定により、必要な書類を添えて、以下のとおり申請します。

○申請者について (注：原則、高校生等の健康保険法等における扶養者を記入してください。)

申請者住所等	〒 群馬県 電話 ()	ふりがな	
高校生等との関係	親権者・未成年後見人・未成年後見人である里親・主たる生計維持者・本人・その他 ()		
		申請者氏名	

○対象となる高校生等について (注：対象となる高校生等が複数人いる場合には、それぞれの対象者ごとに申請してください。)

ふりがな		生年月日	昭和 平成	年	月	日
生徒氏名						
在学する私立学校	学校名・学年	(年)				
	学校種類・課程等 (該当に チェック・レ印)	<input type="checkbox"/> 高等学校(全日制・定時制)	<input type="checkbox"/> 専修学校高等課程 (昼間学科・夜間等学科)			
		<input type="checkbox"/> 中等教育学校 (後期課程)	<input type="checkbox"/> 専修学校一般課程 (昼間学科・夜間等学科)			
		<input type="checkbox"/> 高等専門学校 (1～3 学年)	<input type="checkbox"/> 各種学校 (外国人学校・その他)			
	学校所在地	都道 府県	市区 町村			
	在学期間	年	月	日	～	現在
過去の高等学校等 における在学期間	学校名	立	～	年	月	日
	学校の種類・課程・学科					在学中に給付金を受給した回数 なし (回) 不明
	学校名	立	～	年	月	日
	学校の種類・課程・学科					在学中に給付金を受給した回数 なし (回) 不明

○保護者等の家計急変の状況について (家計の状況に関する確認書類等)

(1) 家計の状況について、以下の書類を提出します。

① 所得課税証明書 ※扶養親族等の記載の省略がされていないもの
<input type="checkbox"/> 親権者 (両親) 2名分 生徒が未成年 (18歳未満であり、親権者 (両親) が2人存在する場合)
<input type="checkbox"/> 親権者 1名分 (親権者が、一時的に親権を行う児童相談所長等の場合を除く) ・離婚、死別等により親権者が1名の場合、 ・親権者が存在するものの、家庭の事情によりやむを得ず、親権者の1人の課税証明書等を提出できない場合 等
<input type="checkbox"/> 未成年後見人 () 名分 親権者が存在せず、未成年後見人が選任されている場合 (未成年後見人が複数選任されている場合は、全員分) ※未成年後見人が法人である場合又は財産に関する権限のみを行使すべきこととされている者である場合、その者を除く。
<input type="checkbox"/> 生徒の生計をその収入により維持している者 (主たる生計維持者) (両親等) 2名分 生徒が在学中に成人した場合で、成人する直前の未成年の時点から申請の時点まで生計を維持する者に変更がない場合
<input type="checkbox"/> 主たる生計維持者 1名分 ・生徒が未成年だが、親権者又は未成年後見人が存在しない場合、 ・入学時点で生徒が成人であったが、主たる生計維持者が存在する場合、 ・生徒が成人であり、未成年の時点で親権者が1人だった場合、 ・生徒が成人であり、未成年の時点で親権者又は未成年後見人が存在しなかった場合 等
<input type="checkbox"/> 生徒本人 親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合であり、成人に達している場合等
② 保護者等の家計急変の発生事由や時期を証明する書類
<input type="checkbox"/> ※ 失職・離職、退職、倒産・廃業、生業不振・経営悪化、転職・就業条件の変化、疾病・長期療養などを証明できるもの。 例) 離職票、雇用保険受給資格者証、解雇通告書、退職及び退職金支給証明書、退職所得に対する住民税の特別徴収に係る証明書類、破産宣告通知書、廃業等届出、診断書、入院診療計画書等
③ 保護者等全員の家計急変後の収入を証明する書類
<input type="checkbox"/> ※ 事由発生月から向こう12ヶ月間の収入見込みを証明できるもの。 例) 会社作成の給与等支払 (見込) 証明書、直近の給与明細3ヶ月以上、税理士又は公認会計士作成の証明書類、 自営業の場合は毎月の収支を整理した帳簿書類等

(2) 家計急変事由が発生した保護者等の氏名及び生徒との続柄等

該当の保護者等の氏名	生徒との続柄	該当の保護者等の氏名	生徒との続柄
・家計急変事由発生月	年 月 日	・家計急変事由発生月	年 月 日
・事由：		・事由：	
※定年退職等は、家計急変の事由とはなりません。		※定年退職等は、家計急変の事由とはなりません。	

○申請区分について (該当するものにチェックし、必要事項を記入してください。)

申請区分

給付額

(注:「扶養している」とは健康保険法等における扶養者と被扶養者の関係と同等の関係にあることを指します。申請者が扶養していない者については記入しないでください。)

- ① 表面記載の生徒のほか、扶養している23歳未満の兄・姉がいる。 最大152,000円

兄・姉の氏名	生徒との続柄	学校名・職業等	生年月日
	兄・姉		平成 . . (7/1現在 歳)

- ② 表面記載の生徒のほか、扶養している23歳以上の高校生等の兄・姉がいる。 最大152,000円
(注:高等学校等の在学証明書が必要。)

兄・姉の氏名	生徒との続柄	学校名・職業等	生年月日
	兄・姉		平成 . . (7/1現在 歳)

- ③ 表面記載の生徒のほか、通信制の高等学校等に通う扶養している弟・妹がいる。最大152,000円
(注:高等学校等の在学証明書が必要。)

弟・妹の氏名	生徒との続柄	学校名・職業等	生年月日
	弟・妹		平成 . . (7/1現在 歳)

- ④ 表面記載の生徒のほか、この給付金の対象となる高校生等ではない(中学生を除く)15歳以上23未満の扶養している弟・妹がいる。 最大152,000円
(注:特別支援学校高等部、予備校等に通っている場合は在学証明書、無職等の場合は誓約書が必要。)

弟・妹の氏名	生徒との続柄	学校名・職業等	生年月日
	弟・妹		平成 . . (7/1現在 歳)

- ⑤ 上記①~④のいずれにも該当しない。 最大142,600円

○振込口座について (申請者又は受任者(委任状が必要)の口座に限ります。)

(注:別途本支店名・口座番号・口座名義人(カナ)が確認できるもののコピーを提出してください。)

金融機関名	銀行・農協・労働金庫 信用金庫・信用組合	口座名義 フリガナ
本支店名	本・支店(出張所)	
預金種別	普通・当座・貯蓄	
口座番号(7桁)		

※学校設置者による代理受領を希望する場合に限り、以下にチェックし、委任状を提出してください。

- 学校設置者による代理受領を希望します(委任状を提出します)。 ※振込口座の記載は不要

○誓約

申請にあたり、以下の内容を確認の上、すべての□にチェック(レ印)を記入し、署名してください。

- この申請書の記載内容は、事実に相違ありません。
- 当申請書の内容について事実と異なる記載があった場合は、県の求めに従い給付金を返還します。
- 記載した対象生徒に対する奨学のための給付金の今年度の申請は本申請のみであり、他の都道府県への申請を行っておらず、また、行わないことを誓約します。(ただし、災害等に起因する給付額加算申請のみ行う場合を除く。)
- 対象となる高校生は児童福祉法による児童入所施設措置費(見学旅行費又は特別育成費(母子生活支援施設の高校生等を除く))の支弁対象ではありません。
- 県の求めに従い、本年度の最新の家計状況の把握に協力するとともに、申請後、年収見込額の増加が見込まれるとき(就職等)、速やかに申し出ます。
- 生活保護(生業扶助)を受給していないことを誓約します。
- 私と対象となる高校生等及び「申請区分について」欄の兄弟姉妹は、健康保険法等における扶養者と被扶養者の関係と同等の関係にあることを誓約します。

年 月 日

申請者氏名

○学校証明欄 (注:以下の項目をすべて証明するものであれば、学校独自の証明書の添付でもかまいません。)

次の各項目について相違ないことを証明します。

- ① 本校が、高等学校等就学支援金の支給に関する法律第2条に定める学校であること
- ② 上記生徒が記載の課程に在学しており、当年7月1日現在(7月2日以降の家計急変の場合、基準日現在)休学中でないこと
- ③ 上記生徒が当年7月1日現在(7月2日以降の家計急変の場合、基準日現在)高等学校等就学支援金または学び直しのための支援金の受給権を有していること

年 月 日

学校所在地

学校名

校長名

連絡先電話番号

印

(*群馬県内の学校の場合のみ記入) 学校受付日 年 月 日

記載例

日付を記入してください。

令和6年7月9日

群馬県私立高等学校等奨学のための給付金受給申請書 (家計急変世帯) (通信制以外)の高等学校用

通信制以外の課程(全日制等)に在籍する、家計急変世帯用の申請書です。
※ 通信制課程に在籍する場合や生活保護世帯、非課税世帯として申請する場合は、申請書が異なります。

申請者住所等	〒 371-8570 群馬県 前橋市大手町 O-△-□ OOアパート O号室 電話 080 (OOOO) □□□□	ふりがな	ぐんま だるう
申請者氏名	群馬 太郎		

高校生等との関係 **親権者** 未 電話番号は、連絡をとりやすいものにしてください。
対象となる高校生等について (不足書類等があった際の連絡に使用します。) 高校生等の健康保険法等における扶養者を記入してください。

ふりがな	ぐんま はなこ	昭	和
生徒氏名	群馬 花子	生年月日	20年10月10日
		平成	

学校名・学年	OO高等学校 (2)年		
学校種類・課程等(該当にチェック・レ印)	<input checked="" type="checkbox"/> 高等学校(全日制・定時制) <input type="checkbox"/> 専修学校高等課程(昼間学科・夜間等学科)	<input type="checkbox"/> 中等教育学校(後期課程) <input type="checkbox"/> 専修学校一般課程(昼間学科・夜間等学科)	<input type="checkbox"/> 高等専門学校(1~3学年) <input type="checkbox"/> 各種学校(外国人学校・その他)
学校所在地	群馬 都道府県 前橋 市区町村	大手町	O-O-O
在学期間	令和5年4月1日 ~ 現在		

過去の高等学校等における在学期間	学校名	立	年	月	日	学校の種類・課程・学科	在学中に給付金を受給した回数
							なし (回) 不明
							なし (回) 不明

保護者等の家計急変の状況について(家計の状況に関する確認書類等)

(1) 家計の状況について、以下の書類を提出します。

① 所得課税証明書	※扶養親族等の記載の省略がされていないもの
<input checked="" type="checkbox"/> 親権者(両親) 2名分	所得課税証明書は、必ず扶養親族等が記載されているものを提出してください。
<input type="checkbox"/> 親権者1名分(親権者が、一時的に親権を行う児童相談所受給等の場合を除く)	該当する項目にチェック(レ印)してください。
<input type="checkbox"/> 離婚、死別等により親権者が1名の	※記載例は、親権者が2名いる場合です。
<input type="checkbox"/> 親権者が存在するものの、家庭の事	
<input type="checkbox"/> 未成年後見人()名分	親権者が存在せず、未成年後見人が選任されている場合(未成年後見人が複数選任されている場合は、全員分)
<input checked="" type="checkbox"/> 生徒の生計をその収入により維持している者(主たる生計維持者)(両親等) 2名分	※未成年後見人が法人である場合又は財産に関する権限のみを行使すべきこととされている者である場合、その者を除く。
<input type="checkbox"/> 主たる生計維持者 1名分	生徒が在学中に成人した場合で、成人する直前の未成年の時点から申請の時点まで生計を維持する者に変更がない場合
<input type="checkbox"/> 生徒本人	生徒が未入学時点
<input type="checkbox"/> 親権者、未成年後見人又は主	②・③は、家計急変世帯としての申請に当たり、所得課税証明書のほか必要な書類です。確認の上、すべての項目にチェック(レ印)してください。
② 保護者等の家計急変の発生	家計急変後の収入を証明する書類は、家計急変事由が発生していない保護者等の分も必要です。
※失職・離職、退職、倒産・廃業	※記載例の場合、収入減があったのは、父のみですが、家計急変後の収入を証明する書類は、父母両方提出してください。
例) 離職票、雇用保険受給資格者証	
の証明書類、破産宣告通知書、廃業等届出、診断書、入院診療計画書等	
③ 保護者等全員の家計急変後の収入を証明する書類	
※事由発生月から向こう12ヶ月間の収入見込みを証明できるもの。	
例) 会社作成の給与等支払(見込)証明書、直近の給与明細3ヶ月以上、税理士又は公認会計士作成の証明書類、	
自営業の場合は毎月の収支を整理した帳簿書類等	

(2) 家計急変事由が発生した保護者等の氏名及び生徒との続柄等

該当の保護者等の氏名	生徒との続柄
群馬 太郎	父
・家計急変事由発生月 令和6年4月1日	・家計急変事由発生月 年 月 日
・事由: 病気休職による収入減	・事由:
※定年退職等は、家計急変の事由とはなりません。	※定年退職等は、家計急変の事由とはなりません。

